

## 公益社団法人日本透析医会研究助成取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本透析医会定款第4条第1項第2号に規定する透析医療の技術、安全性及び有効性の向上並びに腎不全対策の推進に関する調査研究に対する研究助成費の交付について定めることを目的とする。

### (研究助成費交付の対象者)

第2条 この規程に基づく研究助成費交付の対象者は、前条の目的に適い、研究助成審査委員会が厳正、慎重に審査した結果、優れた研究になることが期待できると認めた研究計画の実施者とする。

### (研究助成費の公募)

第3条 この規程で定める研究助成費の交付については、対象者を公募する。

2 公募は、本会のホームページに募集要項を掲載するほか、適切な手段を用いて行う。

### (研究助成費の申請)

第4条 この規程で定める研究助成費を受けようとする者は、会長に別紙様式による「研究助成申請書」を提出して申請しなければならない。

### (研究助成費の決定)

第5条 助成研究の決定及びその助成額は、研究助成審査委員会の審査を経て理事会において決定する。

2 研究助成審査委員会は、選考に当たって選考基準を明示する。

### (研究助成費の決定通知)

第6条 会長は、理事会で助成研究が決定した後、応募者に直ちに採否の結果を通知するとともに、採択が決定された応募者に対しては、助成費の交付に必要な別紙様式による「研究助成交付申請書等」の提出を求めるものとする。

### (研究助成費の交付)

第7条 会長は、前条により提出された研究助成交付申請書等の内容を確認した後、速やかに助成費を交付するものとする。

### (研究期間)

第8条 助成研究の研究期間は、助成決定の日から2年以内とする。

### (研究計画の変更・延長・中断)

第9条 研究計画に変更が生じた場合又は延長する場合は、研究者は直ちに変更内容を明ら

かにした書面を会長に提出し承認を得なければならない。

- 2 研究計画が中断された場合は、直ちにその旨を会長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(研究助成費の返還)

第10条 研究を中止した場合又は助成費に残額が生じた場合は、研究者の責任において、交付された研究助成費の一部又は全部を返還するものとする。

- 2 前項の返還額は、会長が決定する。

(研究報告)

第11条 研究者は、研究が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日までに実績報告書、収支決算報告書及び原著論文（又は第12条第3項に規定する研究報告書）を作成して会長に報告しなければならない。

(研究報告の公表)

第12条 前条の原著論文（又は研究報告書）は、日本透析医会雑誌又は本会ホームページに掲載する。

- 2 前条の原著論文を本会以外の他団体等が発行する媒体で発表する場合には、発表者は事前に会長に報告するとともに、論文の末尾に本会から研究助成を受けた研究であることを明記しなければならない。
- 3 前項の場合には、二重投稿を避けるために、原著論文の概要を報告書としてまとめ、研究報告書として提出しなければならない。研究報告書の末尾に掲載された（又は掲載予定の）原著論文の著者、論文名、掲載誌名、巻（号）、ページを明記しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(補 則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月22日から施行する。

(平成28年4月22日理事会議決)

附 則

この規程は、平成30年3月2日から施行する。

(平成30年3月2日理事会議決)

附 則

この規程は、令和2年5月17日から施行する。

(令和2年5月17日理事会議決)